

| 認定の対象者及び要件 ※次の要件をすべて満たす事業者 | | | | |
|---|--|---|----|--|
| <p>■ 要件1 加東市内に事業実態のある事業所があること。 ※法人の事業者について、登記上の所在地において事業実態がない場合は、認定を受けることができるのは事業実態のある事業所の所在地を管轄する市区町村に限られます。そのため、加東市内に事業実態がない場合は、認定を受けることができませんのでご注意ください。</p> <p>■ 要件2 「指定業種」を営んでおり、以下の仕入価格上昇要件を満たしていること。</p> | | | | |
| 対象要件 | | | | |
| <p>■ 通常要件 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。</p> <p>■ 運用緩和要件1 新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている事業者については、最近1か月間の売上高等が前年同月と比較して5%以上減少しており、かつ、その後2か月（見込み）を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれること。</p> <p>■ 運用緩和要件2 前年実績のない創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者については、最近1か月の売上高等が、最近1か月等を含む3か月間の平均売上高等と比較して5%以上減少していること。</p> | | | | |
| 認定申請書の様式 | | | | |
| 様式 | 要件 | | | |
| 【通常要件】イ-1 【運用緩和1】イ-4 【運用緩和2】イ-7～9 | 1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合または営んでいる複数の事業がすべて指定業種に属する場合 | | | |
| 【通常要件】イ-2 【運用緩和1】イ-5 【運用緩和2】イ-10～12 | 兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に属する場合 | | | |
| 【通常要件】イ-3 【運用緩和1】イ-6 【運用緩和2】イ-13～15 | 兼業者であって、1以上の指定業種（主たる業種以外でも可）に属する事業を行っており、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えている場合 | | | |
| 認定申請に必要な書類 | | | | |
| No. | 種別 | 必要書類 | 部数 | 備考 |
| 1 | 共通 | 認定申請書 | 2部 | |
| 2 | 共通 | 添付書類（加東市の指定様式） | 1部 | |
| 3 | 共通 | 上記「月別売上申告書」の営んでいる事業毎の月々の売上高実績が確認出来る書類（試算表や売上台帳等） | 1部 | |
| 4 | 共通 | 営んでいる事業が指定業種に属することが確認出来る書類 （許認可証やパンフレット、ホームページ等） | 1部 | |
| 5 | 法人の場合 | 直近の法人事業概況説明書の写し | 1部 | |
| | 個人の場合 | 直近の確定申告書の写し ①青色申告の場合 ・確定申告書（第一表） ・所得税青色申告決算書（1,2ページ） ②白色申告の場合 ・確定申告書（第一表） ・収支内訳書（一般用） | 1部 | ※必ず税務署の收受日付印（受付日時の印字）が押印されていること。 ※電子申告の場合は、受付結果が確認出来る「受信通知」（1部）を添付すること。 |
| 6 | 共通 | 委任状 ※代理申請の場合 | 1部 | |

※認定申請書の要件について、複数の要件を満たす場合、どの申請書で申請を行うかについては申請者が選択可能です。

< 確認事項 >

※認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。

※認定の後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

※申請受理後から認定に要する期間は3日間程度を見込んでいます。（※ただし、書類の不備等がある場合を除く。）

※提出された書類は原則返却することが出来ません。写しが必要な場合は、必ず事前にコピーをとった上でご提出ください。